

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者: _____ 様

事業者: 健和会ケアプランセンター

072-670-6001

2024年4月1日改訂

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	072-670-6001
担当 介護支援専門員	
管理責任者	溝口 純子

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

2. 法人の概要

法人名	特定医療法人 健和会
所在地	大阪府高槻市登町33-1
電話番号	電話 072-673-7722
代表者名	理事長 徳本 光昭

3. 指定居宅介護支援を実施する事業所

① 事業所の所在地等

事業所名	健和会ケアプランセンター
所在地	高槻市登町16番16号
電話番号	072-670-6001
事業所の指定番号	居宅介護支援事業（大阪府 第2770900179号）
サービスを提供する実施地域	高槻市・茨木市

② 事業所の職員体制

管理者(主任介護支援専門員と兼務)	1名
主任介護支援専門員	2名以上
介護支援専門員	1名以上

※介護支援専門員の員数については、変更することもあります。

③ 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分から午後4時30分まで
休業日	日曜日・祝日・12月30日～1月3日

※緊急の場合は上記時間以外も24時間体制で電話での相談業務の体制をとっています。

④ 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

5. 利用料金

(1)利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費(Ⅰ) 一月あたり

要介護区分 取り扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当たりの利用者の数が 40 人未満の場合	居宅介護支援(ⅰ) (1,086 単位) 11,772 円	居宅介護支援(ⅰ) (1,411 単位) 15,295 円
介護支援専門員 1 人に当たりの利用者の数が 40 人以上 60 人未満の場合	居宅介護支援(ⅱ) (544 単位) 5,896 円	居宅介護支援(ⅱ) (704 単位) 7,631 円
介護支援専門員 1 人に当たりの利用者の数が 60 人以上の場合	居宅介護支援(ⅲ) (326 単位) 3,533 円	居宅介護支援(ⅲ) (422 単位) 4,574 円

加算について

加算名	(単位数)	金額
特定事業所加算(Ⅰ)	(519 単位)	5,625 円
特定事業所加算(Ⅱ)	(421 単位)	4,563 円
特定事業所加算(Ⅲ)	(323 単位)	3,501 円
特定事業所加算(A)	(114 単位)	1,235 円
特定事業所医療介護連携加算	(125 単位)	1,355 円
初回加算	(300 単位)	3,252 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	(250 単位)	2,710 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	(200 単位)	2,168 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	(450 単位)	4,874 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(600 単位)	6,504 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	(600 単位)	6,504 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(750 単位)	8,130 円
退院・退所加算(Ⅲ)	(900 単位)	9,756 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	(200 単位)	2,168 円/回
ターミナルケアマネジメント加算	(400 単位)	4,336 円
通院時情報連携加算	(50 単位)	542 円

(2)交通費

高槻市、茨木市のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3)解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

6. サービス内容に関する苦情

① 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供してい

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1.提供する居宅介護支援について

- ・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ・サービス計画書に位置付けるサービス事業所については、介護支援専門員から複数の事業所の紹介を受けることや当該事業所をサービス計画書に位置付けた理由を求めることが出来ます。
- ・利用者が医療系サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。意見を求めた主治の医師等に対してサービス計画を交付します。
- ・利用者が医療機関に入院した場合は、担当介護支援専門員の氏名、連絡先を医療機関に提供してください。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または、生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供します。

2.要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3.要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立(非該当)となった場合は、利用料をいただきません。

4.注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1)要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2)要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とされないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

2015年04月01日改訂

2015年04月20日改訂

2018年04月01日改訂

2019年05月29日改訂

2019年10月01日改訂

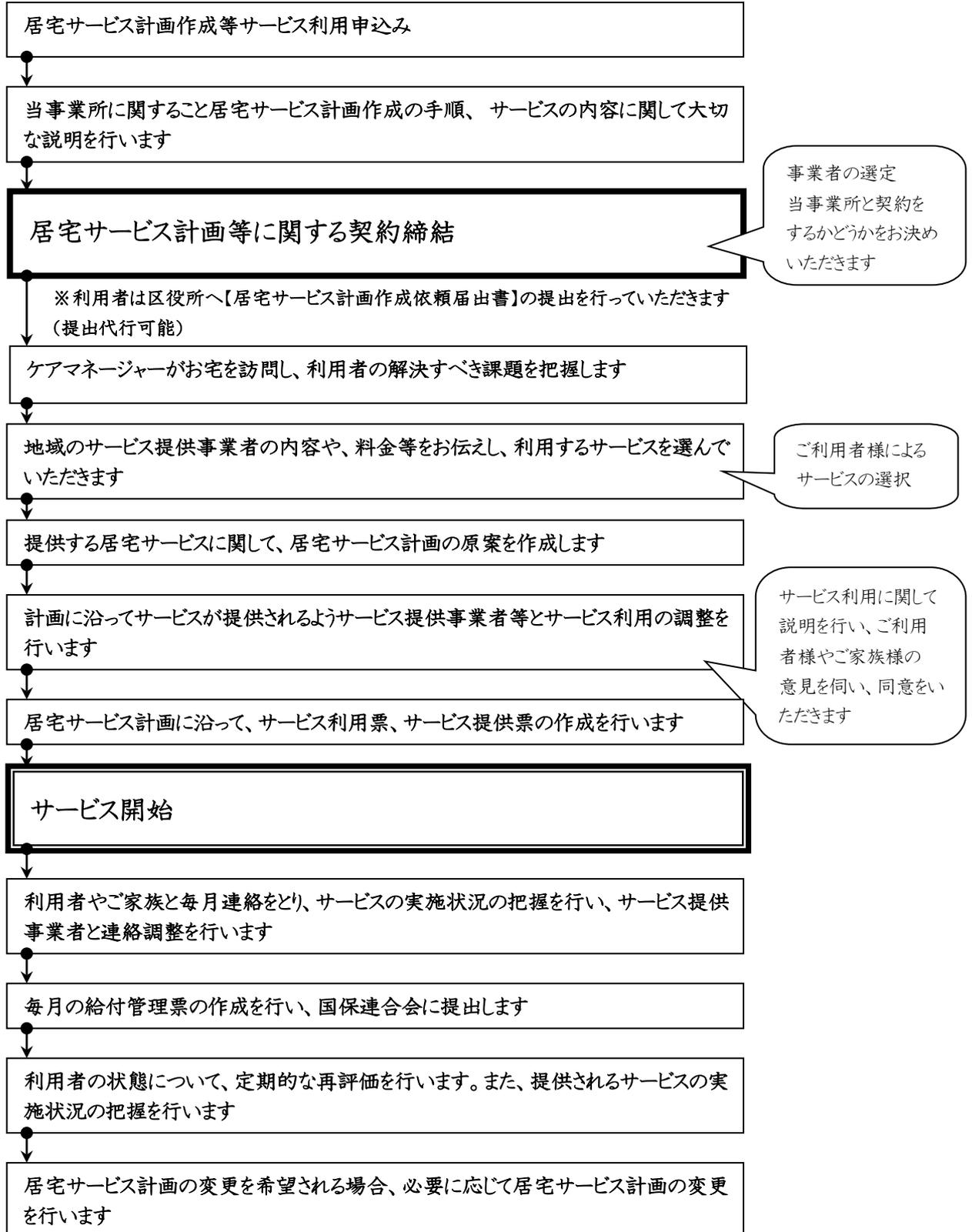
2019年11月01日改訂

2021年04月01日改訂

2024年04月01日改訂

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	高槻市登町16番16号
	法人名	特定医療法人 健和会
	代表者名	理事長 徳本 光昭
	事業所名	健和会ケアプランセンター
	説明者	溝口 純子

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	